

国立大学法人旭川医科大学インスティテューショナル・リサーチ室規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

国立大学法人旭川医科大学インスティテューショナル・リサーチ室規程の一部を改正する規程

国立大学法人旭川医科大学インスティテューショナル・リサーチ室規程（平成28年旭医大達第17号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成16年旭医大達第148号）第24条第2項に基づき、国立大学法人旭川医科大学インスティテューショナル・リサーチ室（以下「IR室」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 IR室は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 室長</p> <p>(2) 副室長</p> <p>(3) 室員</p> <p>2 室長は、<u>学長が指名する副学長</u>をもって充て、IR室の業務を掌理する。</p> <p>3~5 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成16年旭医大達第148号）第24条の6第2項に基づき、国立大学法人旭川医科大学インスティテューショナル・リサーチ室（以下「IR室」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 IR室は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 室長</p> <p>(2) 副室長</p> <p>(3) 室員</p> <p>2 室長は、<u>学長補佐(インスティテューショナル・リサーチ担当)</u>をもって充て、IR室の業務を掌理する。</p> <p>(略)</p>

(略)

附 則

この規程は、令和5年4月18日から施行し、改正後の第1条の規定は令和5年4月1日から適用し、改正後の第4条第2項の規定は令和3年7月1日から適用する。

【改正理由】

国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則の改正及び執行部の体制変更に伴い、所要の改正を行うもの。